

広州国民政府教育行政委員会の研究

世 良 正 浩

はじめに

1925年3月12日、中国革命の指導者・孫文が、中国国民党と陸海軍大元帥府という二つの組織を遺し、北京で病没した。後者の大元帥府は、実態として広東を地盤とした地方軍事政権であったが、孫文の客死からおよそ4箇月を経た同年7月1日、中華民国国民政府に改組された。

当該政府は、全国政権を自任した政権であり、1920年代末から1940年代にかけて、中国の中央政府であった中華民国国民政府の源流となった。しかし、その発足当初、広東省東北部から東南部にかけての東江流域は、かつて孫文と同盟関係にあった陳炯明の割拠するところであった。しかし、1925年10月から12月にかけて行われた第4次東征によって、陳炯明の割拠が平定され、広東省全域が、国民政府の統治下に帰属した。

第4次東征の終結から半年後、1926年7月、国民党と国民政府の指導の下、中国の統一を目指した北伐が開始された。北伐は、開始前、様々な困難が予想されたが、破竹の勢いで進行し、同年10月、湖北省の省都・武漢、11月、江西省の省都・南昌など、中南部の主要都市を制圧した。

国民政府は、広東省の省都・広州に成立した。しかし、北伐によって、武漢が国民政府の統治下に帰属すると、1926年12月から翌年1月にかけて、段階的に武漢への遷都が行われ、広州は、国民政府の所在地としての役割を、次第に終えていった。歴史上、1925年7月から1927年1月頃まで、広州に存在し

た国民政府は、広州国民政府と称され、武漢国民政府、南京国民政府と区別される。

広州国民政府が存在した時代は、東征かから北伐へという内戦の時代、且つ革命とナショナリズムの高揚の時代という近代中国の転機であり、混迷の時代でもあった。そのためか、発足当初、政府内の組織はきわめて簡素であり、国家行政の各分野を所管する専門分局として、外交部、軍事部、財政部の3部が置かれただけであった。しかし、1925年末、東征が終結し、暫し休戦状態に入ると、それと歩調を合わせたかのように、広州国民政府内に司法行政委員会や教育行政委員会が増設され、内政の充実が図られることとなった。

小論は、第1に、研究の前提として、広州国民政府の成立過程や組織を概観すること、第2に、教育行政委員会は、集団指導部による議決機関という性格が濃厚であったが、その実態を、主に組織面から解明すること、第3に、教育行政委員会による教育法規の整備状況を概観することを課題とする。

1. 広州国民政府の成立

1925年6月14日、中国国民党執行委員会政治会議第14次会議が開催され、孫文が広州に遺した大元帥府を国民政府に改組する決議が採択された⁽¹⁾。後述するように、中国国民党と国民政府とは、後者が前者の指導と監督を受ける関係にあり、その改組も、国民党の指導と監督の下に行われた。

当該改組は順調に進められ、7月1日、国民政府成立式典が、広州の第一公園において挙行された。式典には、1万余人が参列し、広州駐在のドイツ、アメリカ、ソビエトの領事、総税務司も列席した。最初に、国民党を代表して胡漢民による訓辞が行われ、胡から国民政府印が、国民政府常務委員の譚延闓に授けられた。次に、政府委員によって就任宣誓が行われ、最後に、政府委員主席に就任した汪兆銘による演説が行われた⁽²⁾。

同日、中華民国国民政府令を以て、「中華民国国民政府組織法」⁽³⁾「省政府組織法」⁽⁴⁾等の法令が公布されるとともに施行された。併せて、「中華民国国民政府宣言」⁽⁵⁾「中華民国国民政府通告第1号」⁽⁶⁾等の文書が公表された。

教育行政委員会は、広州国民政府の組織の一つであるので、当該委員会の組織的実態の考察に当たり、当該政府の組織的実態を踏まえることが不可欠であろう。そのため、「中華民国国民政府組織法」の規定に即して、当該政府の組織的実態を考察する。当該組織法は、全10条からなる簡潔な法令であったが、その第1条から第9条までの条文は、次の通りであった。

第1条 国民政府は、中国国民党の指導と監督を受け、全国の政務を掌理する。

第2条 国民政府は、委員若干名を以て組織し、1名を主席に選出する。

第3条 国民政府は、常務委員5名を置き、常務委員によって日常政務を処理する。常務委員は、委員から選出する。

第4条 法令及びその他国務に関する文書の公布は、主席及び主管部の部長が署名し、国民政府の名義を以て行う。各部に属さない文書の公布は、常務委員の多数が署名し、国民政府の名義を以て行う。

第5条 国務は、委員会議が、執行する。委員会議は、出席委員が半数以下の時、常務委員が、これを行う。

国民政府委員会議は、国民政府の所在地において行う。

第6条 国民政府に、軍事、外交、財政の各部を設置する。各部は、部長1名を設け、委員を以て、これを兼任する。部を増設する必要がある時は、委員会議の議決を経て、これを行う。

第7条 各部長は、その職権に依り、部令を発することができる。

第8条 国民政府に属する各機関の官制は、別に定める。

第9条 国民政府は、秘書処を設ける。秘書処は、常務委員の指揮を受ける。その規則・制度は、別に定める。

上掲条文によれば、広州国民政府の組織的特徴は、以下の5点であった。

第1に、「中国国民党の指導と監督を受け」(第1条)と規定されたことから、国民政府の中国国民党に対する従属関係が分かる。また、「全国の政務」(第1条)と明記されたことから、広州国民政府が、全国的な政権を自任していたことが分かる。

第2に、国民政府の人的構成は、若干名の委員から組織される（第2条）、委員から主席が選出される（第2条）、委員から常務委員5名が選出される（第3条）などと規定された。しかし、主席と常務委員の選出方法は、条文に明記されていない。委員や常務委員の職権に関しては、常務委員は、「日常政務を処理する」（第2条）と定められ、委員によって構成される国民政府委員会議を設け、「国務は、委員会議が、執行する」（第5条）と定められた。しかし、「日常政務」と「国務」の具体的な内容は、条文に明記されていない。主席に関しては、具体的な職権が条文に明記されていないので、名目的な地位に過ぎなかったとも考えられる。

一方、前掲「中華民国国民政府通告第1号」に、「1925年6月30日、中国国民党中央執行委員会の通告を受け、汪兆銘、胡漢民、張人傑、譚延闓、許崇智、于右任、張繼、徐謙、林森、廖仲愷、戴傳賢、伍朝樞、古応芬、朱培德、孫科、程潛が、中華民国国民政府委員に選出された。汪兆銘委員等は、1925年7月1日、謹んで宣誓を行い、委員に就任し、中華民国国民政府が成立した」と明記された。すなわち、上掲の汪兆銘から程潛までの16名が、政府委員に選出されたのであるが、その16名は、第2条に規定された「委員若干名」を、かなり超過した人数であろう。

また、上掲文書に「汪兆銘委員等は、1925年7月1日、謹んで宣誓を行い、委員に就任した」と記され、汪兆銘が主席に選出されたことが示唆されているが、常務委員5名に誰が選出されたかは、何も示唆されていない。しかし、『中華民国国民政府公報』に収録された政府文書に、「委員会議主席・汪兆銘、常務委員・汪兆銘、常務委員・胡漢民、常務委員・譚延闓、常務委員・許崇智、常務委員・林森」⁽⁷⁾という署名が見られ、国民政府発足当初、汪兆銘、胡漢民、譚延闓、許崇智、林森の5名が常務委員に選出されたことが分かる。

第3に、国家行政の各分野を所管する専門部局として、軍事、外交、財政の三部が置かれ、各部の長官は、部長と称され、その職は、委員によって兼務さ

れることと規定された(第6条)。当時、国民政府と競合関係にあった北京政府の場合、各部の長官は総長と称された。したがって、その総長という職名に対抗して、部長という職名が使われたと考えられるだろう。

また、1925年7月1日、3件の中華民国国民政府令を以て、国民政府の部長任命人事が、次のように発令された。

- 胡漢民を、国民政府外交部長に特任する⁽⁸⁾。
- 許崇智を、国民政府軍事部長に特任する⁽⁹⁾。
- 廖仲愷を、国民政府財政部長に特任する⁽¹⁰⁾。

「中華民国国民政府組織法」第6条に、各部部長は、国民政府委員の兼任とする旨が規定されていたが、上掲の「中華民国国民政府通告第1号」によれば、胡漢民、許崇智、廖仲愷の3名は、何れも国民政府委員であったので、当該規定が遵守されたことが分かる。

また、上掲の人事に関わる中華民国国民政府令の文面から、部長職の任命に当たり、「特任」という用語が用いられたことが分かる。一方、北京政府の総長職の場合、その任命は、大總統令を以て発令されたが、当該令においても、「特任」が用いられた。したがって、部長職の「特任」という任命形式は、北京政府の形式と変わるところがなかったといえる。

第4に、「中華民国国民政府組織法」第6条に、部を増設する場合の手続が定められていた。この点に関して、広州国民政府の終焉が近付いた1926年11月、司法部と交通部が増設され、同月10日、中華民国国民政府令を以て、司法部長に徐謙が特任され⁽¹¹⁾、同様に、交通部長に孫科が特任された⁽¹²⁾。孫科と徐謙は、共に国民政府委員であり、その任命形式も「特任」であったので、当該規定が適用され、司法部と交通部が増設されたものと考えられる。なお、司法部は、後述する司法行政委員会が改組され発足した行政組織であった。

一方、教育行政委員会は、後述するように、特任された幹部が見当たらないので、第6条の規定が適用されて発足した行政組織ではなかったと考えられる。

むしろ、第8条の規定が適用されて発足した組織とも考えられるのである。しかし、この点を確認することのできる史料は見つかっていない。

第5に、「各部長は、その職権に依り、部令を発することができる」（第7条）という規定があるが、教育行政委員会令を以て、教育法規が公布されたので、当該規定は、教育行政委員会に対しても、準用されたものと思われる。

広州国民政府の発足と同時に、「省政府組織法」が公布施行されたことは、既に指摘した通りである。同法において、省政府は、中国国民党の指導と監督の下、国民政府の命令を受け、全省の政務を処理すると規定された（第1条）。また、省政府は、民政庁、財政庁、教育庁、建設庁、商務庁、農工庁、軍事庁の7庁から組織されると規定された（第2条）。さらに、各庁に庁長各1名を置き、庁長が連合して省務会議を組織し、1名を主席とすると規定された（第3条前段）。

庁長の任命権者に関する事項は、「省政府組織法」に規定されていないが、7月1日、中華民国国民政府令を以て、庁長の任命人事が、次のように、7件行われた。

- 古応芬を、広東民政庁庁長に任命する⁽¹³⁾。
- 廖仲愷を、広東財政庁庁長に任命する⁽¹⁴⁾。
- 許崇智を、広東軍事庁庁長に任命する⁽¹⁵⁾。
- 許崇清を、広東教育庁庁長に任命する⁽¹⁶⁾。
- 孫科を、広東建設庁庁長に任命する⁽¹⁷⁾。
- 陳公博を、広東農工庁庁長に任命する⁽¹⁸⁾。
- 宋子文を、広東商務庁庁長に任命する⁽¹⁹⁾。

上記文面に見みられるように、省政府の庁長の任命の場合、部長人事に使われた「特任」でも、司法行政委員会や教育行政委員会委員の人事に使われた「特派」でもなく、述語は、「任命」が用いられた。しかし、上記7名の庁長のうち、古応芬、廖仲愷、許崇智、孫科の4名が国民政府委員であった。したがって、広州国民政府成立当初、全国規模の中央政府を自任しながらも、実際には、

広東省の支配にかなりの精力を傾注しなければならなかった実態が、浮き彫りにされるのではないだろうか。なお、よく知られているように、廖仲愷は、1925年8月20日、暗殺されたのであった。廖が兼務していた、広東省財政庁庁長の職は、同年9月20日⁽²⁰⁾、広州国民政府財政部長の職は、同月22日⁽²¹⁾、それぞれ中華民国国民政府令を以て、宋子文に引き継がれた。

広州国民政府成立当日、国民政府の3部長、広東省政府の7庁長の人事の他、国立広東大学校長の人事が行われた。当該大学は、1924年、広東高等師範学校、広東法科大学、広東農業専門学校⁽²²⁾の3校を合併改組して設立され、当時、広東省内唯一の国立大学であった。創立当初、大元帥令を以て、鄒魯が校長に任命された⁽²²⁾。国民政府発足直前、鄒魯が引き続き校長の職にあったが、中華民国国民政府令を以て、改めて鄒魯が校長に任命された⁽²³⁾。

しかし、広州国民政府と鄒魯の関係は良好でなく、1925年12月1日、鄒魯は、中華民国国民政府令を以て、校長職を罷免された⁽²⁴⁾。同日、中華民国国民政府令を以て、顧孟余が、新たに国立広東大学校長に任命された⁽²⁵⁾。しかし、陳公博を、同校の暫行代理校長に任命する中華民国国民政府令が発せられた⁽²⁶⁾。顧孟余が校長に就任しないことを見越した上で、職務代行者が任命されたのであった。また、陳公博は、広東農工庁庁長と広東大学暫行代理校長を兼務することとなった。

2. 教育行政委員会の設立準備

教育行政委員会は、教育事務を所管した広州国民政府の専門部局であったが、同委員会の成立に先立ち、司法行政委員会が成立していた。そのため、司法行政委員会の成立過程や組織的実態を検討しておきたい。

司法行政委員会の成立に関わる重要文書が公表されたのは、1926年1月21日のことであった。すなわち、当日、中華民国国民政府令を以て、「司法行政委

員会組織法」⁽²⁷⁾ が公布施行され、別の中華民国国民政府令を以て、司法行政委員会委員の特派人事⁽²⁸⁾ が発令された。

後者の特派人事に関わる中華民国国民政府令は、次の通りである。

徐謙、伍朝枢、林翔、廬興原を司法行政委員会委員に特派する。併せて、徐謙を主席とする。徐謙が未着任の間、伍朝枢を代理とする。

上記4名のうち、徐謙と伍朝枢は、国民政府委員であった。徐謙が、後に、広州国民政府の司法部長に特任されたことは、既に指摘した通りである。林翔は、広州国民政府で代理大理院長等を歴任した法律家であった。廬興原に関しては、不明である。

司法行政委員会委員については、「司法行政委員会組織法」第6条に規定が見られ、定数は5名とされ、国民政府によって特派されると明記された。その職務は、「国民政府の命を承け、本会事務を管理するとともに、所属職員と所轄官署を監督する」と規定された。委員は、合議制の部長級職位であったと考えられるが、任命に当たっては、部長の場合の「特任」でなく、既に記したように「特派」が述語に用いられ、部長の「特任」と区別された。

また、前掲の国民政府令後段に、徐謙を主席とする旨が明記されていたが、後に司法部長に特任されたことを踏まえると、順当な主席人事であったと考えられる。また、国民政府によって、主席が指名された点も注目すべきであろう。教育行政委員会の場合、その組織法に、委員が常務委員を互選するという規定があり、国民政府によって、中心的な委員が、直接、指名されることは無かったからである

「司法行政委員会組織法」は、全15条からなる。まず、司法行政委員会について、国民政府に直属し、一切の司法行政を管理する機関であると規定された(第1条)。

司法行政委員会内部の組織構成については、秘書処、民刑司と監獄司の1処2

司を置くと規定された（第2条）。

職員構成とその定数について、前述の委員5名の他、秘書は2名（第9条）、
司長は2名（第10条）、辦事員は若干名（第11条）、書記官は若干名（第12
条）などと規定された。

また、省政府や各地方最高級行政長官によって執行される司法行政に対する、
司法行政委員会の監督権限が、次のように規定された。

第7条 司法行政委員会は、省政府、及び各地方最高級行政長官の執行する本会主
管事務に対し、監察と指示を行う責を有する。

第8条 司法行政委員会は、主管事務に対して、省政府、及び各地方最高級行政長
官の命令、或は処分に、法令に違反するところがあると認められる場合、或は越
権するところがあると認める場合、国民政府に、その停止、或は取り消しを申請
することができる。

司法行政委員会は、地方の司法行政に対して、監督と指示を行う権限を有す
るが、行政処分を直接行う権限は付与されず、国民政府に対して、処分を申請
する権限に止まっていた。

さて、国民政府による教育行政委員会設立に向けた動きが表面化したのは、
1926年2月9日のことであった。すなわち、同日、中華民国国民政府令を以て、
教育行政委員会委員の特派人事が、次のように発令された。

陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、鍾榮光を、教育行政委員会委員に特派する⁽²⁹⁾。

前に検討した司法行政委員会委員の特派人事の場合と同様に、主文の述語
は、「特派」が用いられた。しかし、委員5名の氏名が列挙されただけで、国民
政府によって、代表者が指名されることはなかった。また、教育行政委員会委
員に「特派」された5名の中に、国民政府委員は含まれなかった。このことか
ら、教育行政委員会が、広州国民政府内の専門部局の一つとして計画されたも
のの、あまり重要視されていなかったことが窺えるのではないだろうか。けれ
ども、陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、鍾榮光の5名が、教育行政委員会委

員に特派された理由については、彼らの、当時の主要な職務を検討することによって、ある程度、解明することができると思われる。

陳公博は、1926年1月22日から25日にかけて広州で開催された中国国民党第2期中央執行委員会第1次全体会議（以下、「国民党第2期第1次全会」と記す。）において、中央執行委員会常務委員に選出された⁽³⁰⁾。また、既に指摘したように、当時、広東農工庁長と広東大学暫行代理校長を兼務していた。しかし、広東大学暫行代理校長の職について、広州国民政府に対し、辞職を申請し、2月19日、中華民国国民政府令を以て、その申請が承認された⁽³¹⁾。

同日、別の中華民国国民政府令を以て、褚民誼が、広東大学校長事務取扱兼中山大学準備事務取扱に任命された⁽³²⁾。当時、広東大学を中山大学に改組する準備が進められていたのである。さらに、別の中華民国国民政府令を以て、褚民誼が、教育行政委員会委員に特派された⁽³³⁾。したがって、褚民誼の事例から、国立広東大学の校長格の人物が、教育行政委員会委員を兼務することになっていたことが推察されるのである。

一方、陳公博の場合、広東大学暫行代理校長の辞職後、教育行政委員会委員の職を解かれた形跡は見当たらない。しかし、同委員に特派された時点において、その理由は、当該校長職に就いていたことに求められるのではないだろうか。

甘乃光は、国民党第2期第1次全会において、中央執行委員会常務委員、及び中央党部青年部部长に選出された。中央執行委員会常務委員の序列は、9名中8位で、7位の陳公博の一つ下であった⁽³⁴⁾。

国民党第2期第1次全会に先立ち、1926年1月1日から20日にかけて、広州で開催された中国国民党第2回全国代表大会（以下、「国民党第2回大会」と記す。）において、「青年運動報告案」が採択され⁽³⁵⁾、当該文書において提起された今後の青年運動方案に、教育に関わる事項が含まれていた。要するに、中央党部青年部は、国民党中央において、教育分野の指導をも担当する組織で

あった。したがって、甘乃光は、中央党部青年部部長として、教育行政委員会委員に特派されたのであろう。

また、中央党部青年部が、教育分野の指導をも担当していたのであれば、中央党部に教育分野の指導を担当する専門組織が置かれていなかったことになる。そのことは、国民党第2回大会開催前後の時期、同党によって、教育分野の指導が必ずしも重要視されていなかったことを反映していたのではなかっただろうか。

許崇清は、既に指摘したように、当時、広東省教育庁庁長の職にあり、彼が教育行政委員会委員に特派された理由は、きわめて明白であった。広州国民政府の部長が、広東省政府の役職を兼ねることは、廖仲愷と宋子文が、前後して、国民政府財政部長と広東財政庁庁長を兼務したように、慣例として進められた節が認められる。そうであるならば、教育庁長が、教育行政委員会委員を兼務することは、当然視されたのではないだろうか。

金曾澄は、教育行政委員会委員に特派された1926年2月当時、広東省教育会副会長であり、会長は国民政府主席であった汪兆銘が兼務していたため、金が、広東省教育会の実質的な責任者であったとする見解もある⁽³⁶⁾。確かに、1921年1月に行われた同会役職者の改選大会で、汪兆銘が294票を獲得して会長に選出され、金曾澄が311票を獲得して副会長に選出されたこと⁽³⁷⁾をはじめとして、汪兆銘と金曾澄が、それぞれ会長と副会長に就任していたことを確認することのできる史料は存在する。しかし、その組合せが、1926年当時まで継続していたことを確認することのできる史料は、必ずしも発見されていない。けれども、少なくとも、金が委員に特派されたことと、広東省教育会副会長の経歴とに関係があったことは間違いないだろう。

鍾栄光は、教育行政委員会委員に特派された際、嶺南大学監督として海外出張中であった。そのため、委員会の成立後、委員会から国民政府に対し、鍾が帰国するまでの間、高冠天を鍾の職務代行者とすることを要請する文書⁽³⁸⁾が

提出された。当該文書によれば、鍾の出国後、同人の嶺南大学監督の職務を高冠天が代行しているのが、高は、教育行政委員会委員の職務を、責任を持って代行することができるとのことであった。

嶺南大学は、20世紀前半、広州に存在したキリスト教系の私立大学であった。上掲文書に用いられた「監督」という職名は、同大学独自の用語であったと思われるが、安東強によれば、校長のことであった⁽³⁹⁾。妥当な見解であると思われるが、そうであるならば、一私立大学独自の職名が、国家の教育専門部局の文書にそのまま記載された点にも注目すべきであろう。また、高を代行者とすることを願い出た際の根拠は、鍾が教育行政委員会委員に特派された理由そのものであり、鍾栄光は、私立大学校長として、委員に特派されたのであった。なお、「中華民國国民政府批第171号」⁽⁴⁰⁾を以て、教育行政委員会の要請が承認された。

教育行政委員会が成立したのは、1926年3月1日のことであったが、その成立に先立ち、陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、鍾栄光、褚民誼の6名が、教育行政委員会委員に特派されたこと、及びその6名の当時の主要な職務を考察した。陳公博と褚民誼が、国立広東大学校長格の人物として特派され、鍾栄光が私立大学の校長格の人物として特派されたのであった。したがって、結果的に、委員の半数が大学の校長格の人材によって占められることとなったが、そのことは、委員会発足に当たり、高等教育機関に対する教育行政が、重要視されていたことの反映であったのではないだろうか。彼らは、教育行政委員会委員として高等教育行政の決定に与り、校長として自らが責任を負う大学に、その決定を浸透させることが期待されていたのであろう。

なお、嶺南大学が、中国当局による認可を受けたのは、佐藤尚子によれば、1927年1月のことであり、当該中国当局は、広州国民政府であった⁽⁴¹⁾。1927年1月は、広州国民政府が、終焉を迎えた時期であるが、上に指摘した大学校長を兼務した委員に対する期待が、実際に存在したとすれば、鍾栄光は、その期

待に応えたことになるだろう。

また、6名の教育行政委員会委員のうち、中国国民党中央党部青年部長の甘乃光を除く5名が、広東省内の学校や教育団体の責任者を兼務した委員であったことも重要であろう。中央政府内の教育行政組織を自任しながらも、その実態は、広東省内の教育関係者の単なる利害調整機関になりかねなかったからである。むしろ、そのような危険性を解消することが、成立後、委員会に課せられたのではないだろうか。

2月20日、中華民国国民政府令を以て、「国民政府教育行政委員会組織法」が公布された⁽⁴²⁾。当日は、教育行政委員会成立前であったが、およそ10日前に委員に特派された許崇清などによって起草された文書であった⁽⁴³⁾。当該組織法は、全9箇条からなるが、その全条文は、次の通りである。

第1条 教育行政委員会は、中央の教育機関を掌管し、併せて地方の教育行政を指導監督する。

第2条 教育行政委員会は、随時、国民政府の許可を受け、臨時に必要な機関を設置することができる。各地の教育機関の職員を派遣して、或は配置転換して、臨時機関の事務を担当させることができる。

第3条 教育行政委員会は、国民政府によって委任された教育行政委員を以て幹部とする。幹部の下に行政事務庁を設け、幹部会の議決に依り本委員会の所管する事務を処理する。

第4条 幹部会において、幹部委員から常務委員2名を互選する。常務委員は、常務を処理するとともに、本委員会の名義を以て、対外的に事案の交渉を行う。

第5条 行政事務庁は、次の3処を以て構成する。

秘書処

参事処

督学処

第6条 秘書処は、秘書及び科員各若干名を置き、次の事務を掌理する。

1. 秘書は、幹部会会議の資料を整理し準備し、幹部会会議記録を掌理し、常務委員による所管事務の処理を賛助する。

2. 科員は、秘書の指揮を受け、文書、会計、庶務に関する各科事務を処理する。

第7条 参事処は、参事若干名を置き、次の事項を掌理する。

1. 教育施設と計画の準備と調査、及び各計画の原則の制定に関する事項。

2. 教育統計作業の指導、統計資料の蒐集、調査、及び統計の編制に関する事項。

広州国民政府教育行政委員会の研究

第8条 督学処は、督学若干名を置き、次の事項を掌理する。

1. 教育諸法規の編訂、及び諸法規の実施状況の監督と視察に関する事項。
2. 教育行政上の人事、及び財務の監督と審査に関する事項。

第9条 本委員会は、雇員若干名を置き、所属事務を補助させることができる。

中華民国国民政府令を以て公布された「国民政府教育行政委員会組織法」の条文の全文を、上に掲げたのであるが、条文にその施行日が明記されていないことが、先ず目につくのではないだろうか⁽⁴⁴⁾。しかし、後述するように、3月1日、委員就任の宣誓が行われ、委員会が成立することとなったので、施行日に関しては、単純な書き忘れと考えることも可能であろう。そうであれば、公布日から施行することになっていたのかもしれない。

「国民政府教育行政委員会組織法」の実質的な特徴は、次の3点であろう。

第1に、教育行政委員会の基本的な職務として、中央の教育機関を掌管し、併せて地方の教育行政を指導監督すること（第1条）が、掲げられた。その際、「中央の教育機関」に、国立広東大学が含まれていたことは確かであろう。当該大学に関しては、校長に教育行政委員会委員を兼務させることで、教育行政委員会の統制下に置くことが試みられたのであった。一方、地方の教育行政を指導監督するのであれば、前に検討した「司法行政委員会組織法」第8条に相当する規定が必要であったと思われるが、「国民政府教育行政委員会組織法」に、当該規定は設けられなかった。

第2に、教育行政委員会委員によって組織される幹部会を設けること（第3条）、幹部会において常務委員2名を互選すること（第4条）が規定された。委員会成立後、幹部会において「本会辦事細則」が議決されたが、当該細則に、幹部会と常務委員に関するより詳細な規定が設けられた。なお、教育行政委員会委員の特派人事を発令した2月9日付の中華民国国民政府令では、「教育行政委員会委員」と記載されていたところが、「国民政府教育行政委員会組織法」第3条では、「教育行政委員」と記された。また、後者では、「特派」も用いられ

なかった。本稿は、原則として、2月9日付の中華民国国民政府令の用語法に従った。

また、常務委員に関して、1926年2月の時点で、教育行政委員会委員に特派された陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、鍾榮光、褚民誼の6名のうち、広東教育庁庁長であった許崇清、広東省教育会の汪兆銘会長の下、副会長であったとされる金曾澄が、その職に互選されたと思われる。

第3に、教育行政委員会内部の組織構成に関して、「司法行政委員会組織法」の場合、秘書処、民刑司と監獄司の1処2司が設けられたのに対し、「国民政府教育行政委員会組織法」の場合、行政事務庁下に、秘書処、参事処、督学処の3処が設けられた（第5条）。その点は、大差がなかったようにも思われる。また、必要に応じて、委員会内に臨時機関を設けることができると規定され（第2条）、機動性が重視された節もあった。しかし、行政事務庁下に3処が設けられたに止まり、司が設けられなかったことは、組織構成の脆弱性を示唆することに他ならなかったのではないだろうか。

また、3処に配属される職員の職位とその定数に関しても、秘書処は、秘書と科員が置かれた（第6条）ものの、参事処は、参事若干名が置かれただけで、科員が置かれず（第7条）、督学処も督学若干名が置かれただけに止まった（第8条）ことから、必要な職位と定数が、必ずしも確保されていなかったように思われる。さらに、必要に応じて、臨時機関を設ける場合も、その職員を独自に確保できず、地方の教育行政機関の職員を充てることになっていた（第2条）。

3. 教育行政委員会の成立と展開

2月22日、鍾榮光を除く教育行政委員会委員5名連名によって広州国民政府に対して、同委員会の立ち上げに必要な経費二千元の支出を請求する文書⁽⁴⁵⁾が提出された。2月27日、国民政府から、請求を認め、財政部に二千元の支出

を命ずる旨の文書⁽⁴⁶⁾が発せられた。教育行政委員会の当該文書に経費の内訳が記され、省教育庁内にある建物を委員会の臨時庁舎とすることになったので、その屋根の修理に八百元かかると明記された。この記述から、教育行政委員会の庁舎は、最初、広東省教育庁内の一隅に置かれたことが分かる。「国民政府教育行政委員会組織法」第2条の規定から類推すると、教育庁内の一角に間借りする方が、事務的にも好都合であったのかもしれない。しかし、6月29日、懲吏院の旧庁舎を、庁舎とすることが認められ⁽⁴⁷⁾、国家行政機関としての体裁が、保たれることになった。

3月1日、委員に特派された陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、鍾榮光、褚民誼の6名のうち、海外出張中の鍾榮光を除く5名の委員による委員就任の宣誓式典が行われ、教育行政委員会が正式に成立した⁽⁴⁸⁾。安東強によれば、式典は広東大学で行われたのであった⁽⁴⁹⁾。次いで、3月10日、「国民政府教育行政委員会組織法」第5条に規定された幹部会の第1回会合が開催された。

また、3月26日に開催された第5回幹部会において「本会辦事細則」⁽⁵⁰⁾（5章34条）が議決され、そのなかで幹部会に関して、次のように定められた。

第5章 幹部会議

第31条 本会議を、例会と特別会の2種類に分ける。例会は、毎週月曜日と金曜日の正午12時に開催する。特別会は、常務委員が、随時召集することができる。

第32条 本会議は、常務委員1名を主席とし、秘書を書記とする。

第33条 本会議は、過半数の委員の出席を必要とする。

幹部会は、例会と特別会に区別され、例会は、毎週月曜日と金曜日の2回開催されると規定された（第31条）。実際の開催状況は、確認できた範囲で、3月10日から4月21日にかけて、9回開催された（表1）。それによると、清明節の前後に当たる4月上旬を除けば、1週間に2回のペースで、幹部会が開催されたことが分かる。第31条の規定に、ほぼ沿った開催状況であった。また、第10回以後の、開催状況を伝える史料は、ほとんど見当たらないが、丁致聘の

『中国近七十年来教育記事』によれば、幹部会は、広州で、第73回まで開催されたとのことである⁽⁵¹⁾。

表1 教育行政委員会幹部会議の開催日（第1回から第9回まで）

第1回	3月10日（水）	第2回	3月15日（月）
第3回	3月19日（金）	第4回	3月22日（月）
第5回	3月26日（金）	第6回	4月9日（金）
第7回	4月12日（月）	第8回	4月16日（金）
第9回	4月21日（水）		

・《本会委員会议決案》《中央教育公報》第1期，《议案》第1頁至第11頁より作成。

また、常務委員1名を主席とすると規定されたが（第32条）、前に考察したように、許崇清と金曾澄が常務委員に互選されていたとすれば、そのうちの1人が主席を務めたことになるが、史料に依って確かめることができない。しかし、この問題を考えておきたい。交互に務めたことも考えられなくはないが、教育行政委員会委員と広東教育庁庁長とを兼務したことによって、許崇清が主席を務めた可能性もある。しかし、同じ理由が逆に作用して、金曾澄が務めた可能性も否定できない。

金曾澄が主席を務めていたことを傍証する史料も残されている。すなわち、同委員会によって、教育行政会議が、7月1日から7月10日まで開催され、1日ごとに教育行政委員会委員が2名ずつ交代で会議の主席を務めたことがあった。会議初日、許崇清と金曾澄が主席を務めたが、その際、金曾澄が、開会の辞を述べたのであった。また、会議最終日、許崇清と金曾澄が主席を務めたが、当時、国民党系の会議で、主席格の人物によって行われていた孫文の遺囑奉読を、金曾澄が行ったのであった。また、広州九曜坊の広東省教育会の建物が、教育行政会議の議場に充てられたのであった。このようなことから、金曾澄が幹部会の主席を務めていたことが窺えるのではないだろうか⁽⁵²⁾。

なお、会議9日目も、許崇清と金曾澄が主席を務めることになっていたが、当日、蒋介石の北伐総司令官就任式典が挙行されたため、両名はそちらに参列したので、主席代理を委員会参事の朱葆勤が務めた。しかも、同日、広西省教育庁庁長の甘浩沢による広西省の教育状況に関する報告が行われたのであった。当時、広西省は、広州国民政府に帰属した省級の地区であり、甘浩沢は、5月13日、中華民国国民政府令を以て、教育庁庁長に任命された庁長であった⁽⁵³⁾。したがって、教育行政委員会常務委員の臨席の下、行われることが相応しい報告であったと思われるのであるが、北伐総司令官就任式典が優先されたのであった。この挿話は、北伐が、教育行政委員会の活動に影を落とし始めたことを物語るものであった。

既に指摘したように、委員会成立前、広州国民政府によって、陳公博ら6名が教育行政委員会委員に特派されたのであった。委員会成立後、その6名に加え、張乃燕、韋愨、経亨頤の3名が、前後して1人ずつ、委員に特派された。その3名の委員について検討しておきたい。

5月24日、中華民国国民政府令を以て、張乃燕が、委員に特派された⁽⁵⁴⁾。張は、1月23日、中華民国国民政府令を以て、国民政府参事に任命されていたが⁽⁵⁵⁾、広東省の教育事業に関与したことはなかったと思われる。委員就任後、幹部会に「大学教授資格条例」を提案し、幹部会で議決されたことがあった⁽⁵⁶⁾。また、広州国民政府教育行政委員会が活動を停止した後のことであるが、1927年7月11日、南京国民政府によって、大学区制の下に設けられた第四中山大学校長に任命された⁽⁵⁷⁾。このような経歴を踏まえると、委員に広東省の教育関係者以外の人材を加えるとともに、大学関係の教育行政に手腕を発揮することが期待されて行われた特派人事であったと思われる。

6月5日、中華民国国民政府令を以て、韋愨が、委員に特派された⁽⁵⁸⁾。安東強によれば、韋愨は、当時、嶺南大学教授であり、6月20日、帰国した鍾栄光と韋愨の委員就任の宣誓式典が行われた⁽⁵⁹⁾。嶺南大学の監督と一教授による宣

誓が、同時に行われたことになる。しかし、韋愨が委員に特派された理由は、必ずしも定かでない。

広州国民政府による最後の教育行政委員会委員の特派人事は、北伐開始後に行われた。すなわち、8月17日、中華民国国民政府令を以て、経亨頤が、委員に特派された⁽⁶⁰⁾。経は、1926年1月、国民党第2回大会において、中央執行委員に選出されていた。序列は、36名中14位で、13位の顧孟余の下であった⁽⁶¹⁾。なお、顧孟余は、既に指摘したように、国立広東大学校長に任命されたものの、就任しなかった人物である。経亨頤は、浙江第一師範学校長や浙江省教育会長を務めた著名な教育家であった。しかし、経が委員に特派された理由は、その発令の同日に発せられた別の中華民国国民政府令に求められるであろう。当該令の主文は、次の通りである。

戴伝賢を、国立中山大学校長に任命する。戴伝賢が着任するまでの間、経亨頤に代理校長兼務を命ずる⁽⁶²⁾。

経は、教育行政委員会委員に特派された同日、中山大学代理校長兼務を命じられたのであり、2件の人事に関連のあったことは、間違いのないことであろう。また、8月17日、「国立広東大学を、国立中山大学に改組する」という中華民国国民政府令⁽⁶³⁾が発せられ、国立広東大学は、国立中山大学に改名された。また、戴伝賢は、戴季陶のことであり、伝賢が本名で、季陶が字であった。戴も、国民党第2回大会において、中央執行委員に選出され、序列は、20位であった。なお、褚民誼が、広東大学校長事務取扱兼中山大学準備事務取扱に任命されていたが、9月4日、中華民国国民政府令を以て、その職を解かれた⁽⁶⁴⁾。

ところで、教育行政委員会委員は、広州国民政府による特派人事が繰り返され、最終的に9名に膨れ上がったのであった。委員の定数に関する規定はなかったものの、9名という人数は、教育行政委員の肥大化傾向を示す数字であったといえるだろう。一方、「本会辦事細則」に、教育行政委員会委員を以て

構成される幹部会について、「過半数の委員の出席を必要とする」(第33条)と規定されていた。したがって、教育行政委員会委員の人数は、明文化されていなかったが、奇数であることが望ましかったのではないだろうか。

さらに、1926年10月1日、教育行政委員会令を以て、「教科書審査規程」が公布された。その際、『中華民国国民政府公報』に、当該令の主文や委員による署名、条文全文が掲載された⁽⁶⁵⁾。ここで取り上げたいことは、「教科書審査規程」の内容ではなく、署名にみられる教育行政委員会委員の序列である。同公報は、教育行政委員会に対する広州国民政府文書が収録されたことは少なくともなかったが、教育行政委員会文書が収録されたことは稀であった。『公報』に掲載された当該令の書名欄は、「委員、許崇清、金曾澄、陳公博、甘乃光、褚民誼、鍾榮光、張乃燕、韋愨、經亨頤」と9名の委員全員の氏名が連ねられていた。しかしながら、自署によるものか否かは不明である。しかし、9名全員が、委員として委員会に関与していたことを確認することのできる史料であることは確かであろう。

また、署名の順序も、前に検討した、特派人事における序列等と微妙に異なったところがあり、その点にも注目すべきであろう。すなわち、最初に特派された5名の場合、中華民国国民政府令は、陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、鍾榮光の順に記載されていた。したがって、教育行政委員会令の署名と比べ、「陳公博、甘乃光」と「許崇清、金曾澄」との序列が入れ替えられたことが分かる。これは、「国民政府教育行政委員会組織法」第4条に規定された常務委員に、許崇清、金曾澄が互選されたことを受けた変更であったのかもしれない。

すでに述べたように、鍾榮光は、2月9日付の中華民国国民政府令を以て序列5位で特派され、褚民誼は、2月19日付で特派されたのであった。したがって、褚民誼と鍾榮光の序列も差し替えられたといえるだろう。現象的には、国立大学の校長格であった褚と私立大学校長格の鍾との序列が差し替えられたといえるかもしれない。しかし、国立大学と私立大学の格差に起因する差し替え

であれば、最後に特派された経亨頤の序列第9位も、差し替えられたはずであるが、序列9位のままであった。したがって、褚と鍾の入れ替えの理由は、結局のところ不明である。

4. 教育行政委員会による教育法規の整備

広州国民政府下の教育行政委員会が、実質的に機能したのは、1926年3月から翌年1月までの11箇月間に過ぎなかった。しかし、全国規模を自任した政府の教育専門部局に相応しく、教育法規の整備が精力的に行われた。すなわち、確認できた範囲において、公布された教育法規が9件、未公布の教育法規案が8件、計17件の法令文書が残されている（表2）。

表2 教育行政委員会によって起草された教育法規（未公布案を含む）

公布された教育法規	1	中央教育行政大会規程	1926年4月19日公布
	2	学校職員勤務奨励規程	1926年5月16日公布
	3	教科書審査規程	1926年10月1日公布
	4	私立学校規程	1926年10月18日公布
	5	私立学校校董会設立規程	1926年10月18日公布
	6	学校立案規程	1926年10月18日公布
	7	三民主義教科書審査規程	1926年10月25日公布
	8	学校職教員養老金及卹金条例	1926年11月1日公布
	9	学校職教員養老金及卹金条例施行細則	1926年12月21日公布
未公布の教育法規案	10	捐資興学褒奨規程（案）	第48回幹部会議決
	11	小学規程（案）	第58回幹部会議決
	12	中学規程（案）	第64回幹部会議決
	13	大学規程（案）	第67回幹部会議決
	14	小学各科要旨及課程標準（案）	第73回幹部会議決
	15	初級中学各科要旨及課程標準（必修科）（案）	教育法規委員会議決
	16	検定小学教員規程（案）	
	17	教育人員奨励規程（案）	

広州国民政府教育行政委員会の研究

- ・国民政府教育行政委員会『教育法規彙編』1927年5月（出版地不詳）等より作成。
- ・『教育法規彙編』は、北京国家図書館所蔵のマイクロ・フィルム版に依った。しかし、目次に法規が18件掲載されているものの、そのうち6件については、条文の収録されたページが欠落している。そのため、他の史料に依って条文を確認することのできた5件（表2の4、5、6、8、9）を本表に掲げ、確認することのできなかった1件を省略した。
- ・公布された教育法規のうち、中華民国国民政府令を以て公布された法規が1件（表2の8）、教育行政委員会令を以て公布された法規が7件（表2の1～6及び9）である。未確認であるが、教育行政委員会令を以て公布されたと思われる法規が1件（表2の7）である。
- ・教育法規委員会は、第4回幹部会において議決され、1926年4月13日、広州国民政府によって承認された「教育法規委員会章程」（全10条）の規定にもとづき、教育行政委員会下に設けられた組織である。（《教育法規委員会章程》、《中央教育公報》第1期、1926年5月、《記載》第1頁至第2頁）
- ・教育法規委員会委員は、朱念慈、馬洪煥、王仁康、朱葆勤、薛修、黃希声、陳堯典、劉蓉森、廖冰筠、姚学修、陳延熈の11名が委嘱された。4月29日、成立会が開催され、朱念慈が主席に、朱葆勤が書記に互選され、毎週木曜日に定例会を開くと定められた。（《筹议组织教育法规委员会，教科书编审委员会之经过》、《中央教育公報》第1期、1926年5月、《事汇》第4頁至第7頁）
- ・『教育法規彙編』が刊行された1927年5月は、南京国民政府下の教育行政委員会に、広州に残留した広州国民政府教育行政委員会委員の合流が進められた時期であり、その合流を機に、同書が刊行されたのであろう。

広州国民政府教育行政委員会の立法活動について、「表2」から次の3点を指摘することができる。

第1点は、教育行政委員会の幹部会は、既に述べたように、広州国民政府下、第73回まで開催されたとされるが、そうであれば、その最後まで重要な立法活動が行われていたことになる（表2の14）。

第2点は、広州国民政府教育行政委員会が活動した時期は、広州をはじめ中国各地で、革命とナショナリズムが高揚した時代であり、その時代を反映した立法活動が行われたことである。革命の高揚では、労働条件の改善が重要な課題とされたが、教員の経済面等の待遇改善を図る法規が、比較的多く制定された（表2の2、8、9、18）。なお、「学校教職員養老金及卹金条例」（表2の8）

は、教職員の退職年金と遺族扶助金を定めた条例であり、中華民国国民政府令を以て公布されたが⁽⁶⁶⁾、教育行政委員会によって起草された条例であったと考えられる。

また、ナショナリズムの高揚に関しては、教育の分野において、キリスト教系学校を標的とした教育権回収運動が盛り上がりを見せていた。その高揚を契機として、中国の教育行政機関によってキリスト教系学校の認可が行われることが時代の要請となっていたが、そのための法規の整備が行われた（表2の4, 5, 6）。前述のように、1927年1月、嶺南大学が、中国当局による認可を受けたのであるが、その際、教育行政委員会によって制定された「私立学校規程」「私立学校校董会設立規程」「学校立案規程」の3規程が、適用されたのであろう。

第3点は、初等中等教育の制度と教育課程に関わる法規の整備に向けて、成案が得られたことである（表2の11, 12, 14, 15）。この点は、全国規模を自任する政府の教育専門部局であれば、必然的に直面する課題であったが、1920年代の中国特有の事情を踏まえて考察する必要がある。すなわち、1922年11月1日、教令第32号を以て、「学校系統改革案」が公布され、学制改革の端緒となった⁽⁶⁷⁾。しかし、当該教令を発した北京政府は、結局、その学制改革を具体化するための学校制度や教育課程に関わる法規を整備することができなかった。それと比べれば、成立間もない教育行政委員会によって、当該法規の成案が得られたこと自体、特筆に値することではなかったであろうか。

しかも、「学校系統改革案」は、1921年、広州で開催された全国教育会連合会第7回年会において「学制系統草案」が議決されたことに端を発して制定された教令であった。その第7回年会に、広東省教育会代表として、汪兆銘、金曾澄、鍾栄光の3名が出席していた⁽⁶⁸⁾。したがって、広州の地において、国家規模を自任する教育専門部局によって、初等中等教育の制度と教育課程に関わる法規の成案が得られたこと自体に歴史的意義を見いだすことができるのでは

ないだろうか。

結びにかえて

広州国民政府教育行政委員会は、東征の終結から北伐の開始までのつかの間の戦間期に成立した教育専門部局であった。広州国民政府は、教育行政委員会委員の特派人事を行ったものの、「国民政府教育行政委員会組織法」の起草をはじめとする委員会成立の準備は、特派後問もない委員に一任され、成立当初、広東省教育庁の一隅に、庁舎を間借りしていた。また、教育行政委員会委員の大半は、広東省内の教育関係者によって占められた。しかも、広州国民政府教育行政委員会が実質的に活動したのは、わずか11箇月に過ぎなかった。このような状況に照らせば、教育行政委員会は歴史的事跡を残し得なかったと思われるかもしれない。

しかし、設立準備段階から、国民政府が武漢に移転し、広州における活動が終息するまで、旺盛な立法活動が行われ少なからぬ教育法規が公布され、さらに公布に向けた成案が得られたことは特筆すべきことであった。それは、同時期の北京政府教育部による立法活動と比べても、遜色のないものであったといえるだろう。この点において、広州国民政府教育行政委員会の歴史的な存在意義が認められるのではないだろうか。

しかし、本稿は、当該教育法規や成案の条文の分析をほとんど行うことができなかった。この点を今後の課題としたい。

註

- (1) 刘寿林, 万仁元, 王玉文, 孔庆泰編:《民国职官年表》, 中华书局, 1995年, 第379頁。
- (2) 广东省立中山图书馆编纂:《民国广东大事记》, 羊城晚报出版社, 2002年11月, 第244頁至第245頁。

(3) 《中华民国国民政府组织法》,《中华民国国民政府令》1925年7月,国民政府秘书处:《中华民国国民政府公报》第1号,1925年7月1日,台北成文出版社影印本,1972年,第5页至第6页。

『中華民国国民政府公報』は、すべて台北成文出版社影印本に依った。以下、当該公報に関わる註記における影印本の記載を省略する。

(4) 《省政府组织法》,《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第6页至第7页。

(5) 《中华民国国民政府宣言》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第3页至第4页。

(6) 《中华民国国民政府通告第1号》,1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第15页。

(7) 例えば,《中华民国国民政府指令第1号》,1925年7月7日,《中华民国国民政府公报》第2号,1925年7月,第45页。

(8) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第9页。

(9) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第9页。

(10) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第9页。

(11) 《中华民国国民政府令》1926年11月10日,《中华民国国民政府公报》第50号,1926年11月,第22页至第23页。

(12) 《中华民国国民政府令》1926年11月10日,《中华民国国民政府公报》第50号,第23页至第24页。

(13) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第10页。

(14) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第10页至第11页。

(15) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第11页。

(16) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第11页。

(17) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第11页至第12页。

(18) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第12页。

- (19) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第12页。
- (20) 《中华民国国民政府令》1925年9月20日,《中华民国国民政府公报》第9号,1925年9月,第17页。
- (21) 《中华民国国民政府令》1925年9月22日,《中华民国国民政府公报》第10号,1925年9月,第21页至第22页。
- (22) 《大元帅令》1924年6月9日,大本营秘书处:《陆海军大元帅大本营公报》第16号,1924年6月,河北人民出版社影印本,1987年,第6页。
- (23) 《中华民国国民政府令》1925年7月1日,《中华民国国民政府公报》第1号,第13页至第14页。
- (24) 《中华民国国民政府令》1925年12月1日,《中华民国国民政府公报》第17号,1925年12月,第5页至第6页。
- (25) 《中华民国国民政府令》1925年12月1日,《中华民国国民政府公报》第17号,第7页。
- (26) 《中华民国国民政府令》1925年12月1日,《中华民国国民政府公报》第17号,第7页至第8页。
- (27) 《司法行政委员会组织法》,《中华民国国民政府令》1926年1月21日,《中华民国国民政府公报》第22号,1926年1月,第5页至第8页。
- (28) 《中华民国国民政府令》1926年1月21日,《中华民国国民政府公报》第22号,第15页至第16页。
- (29) 《中华民国国民政府令》1926年2月9日,《中华民国国民政府公报》第23号,1926年2月,第12页至第13页。
- (30) 《二届一中中央领导机构》,荣孟源主编:《中国国民党历次代表大会及中央全会资料》上册,光明日报出版社,1985年10月,第226页至第227页。
- (31) 《中华民国国民政府令》1926年2月19日,《中华民国国民政府公报》第24号,1926年2月,第19页至第20页。
- (32) 《中华民国国民政府令》1926年2月19日,《中华民国国民政府公报》第24号,第20页。
- (33) 《中华民国国民政府令》1926年2月19日,《中华民国国民政府公报》第24号,第21页。
- (34) 註(30)と同じ。
- (35) 《青年运动报告案》1926年1月16日第2次全国代表大会通过,《中国国民党历次代表大会及中央全会资料》上册,第131页至第133页。

なお、当該報告案における今後の青年運動方案中の教育に関わる事項は、「教育においては、その革命化と平民化が必要であり、平民学校の拡充に注意しなけ

ればならない。」と記載された。

- (36) 袁征：《1924-1927年广东教育的基本制度与史实》，《学术研究》2001年第5期。
- (37) 《民国十年一月三十日改选职员大会》，《广东省教育会杂志》第1卷第1号，1921年7月，第163页至第164页。
- (38) 《呈请国民政府准予在鍾委员未就职以前由高冠天代理理由》1926年3月11日，国民政府教育行政委员会印行：《中央教育公报》第1期，1926年5月，《呈文》第4页至第6页。
- なお、上掲文書の署名欄に、教育行政委員会委員陳公博、甘乃光、許崇清、金曾澄、褚民誼（署名順）の氏名が記載されている。本人の自筆による署名であるかは、確認できないが、少なくとも、鍾榮光を除く、委員会成立前、委員に特派された5名全員が、委員に就任していたことを確認できるものと思われる。
- (39) 安东强：《国民政府教育行政委员会与北伐政局初探》，《中山大学学报》社会科学版，2007年第2期。
- (40) 註(38)と同じ。また、『中華民國国民政府公報』第27号に、「中華民國国民政府批第171号」のみが収録された。《中华民国国民政府批第171号》1926年3月18日，《中华民国国民政府公报》第27号，1926年3月，第49页至第50页。
- (41) 佐藤尚子著／阿部洋編『中国ミッションスクールの研究—増補改訂米中教育交流史研究序説』龍溪書舎，2010年，117ページ。
- (42) 《国民政府教育行政委员会组织法》，《中华民国国民政府令》1926年2月20日，《中华民国国民政府公报》第24号，第13页至第15页。
- (43) 許崇清：《我的经历》，許錫揮編：《許崇清文集》广东教育出版社，1994年7月，第9页。
- (44) 「国民政府教育行政委員会組織法」は，註(42)に記した『中華民國国民政府公報』第24号の他，『中央教育公報』第1期に掲載されたが，同誌に掲載された条文も，施行日は明記されていない。《中央教育公报》第1期，《法规》第1页至第2页。
- (45) 《呈国民政府请核发本会开办费由》1926年2月22日，《中央教育公报》第1期，《呈文》第1页。
- (46) 《中华民国国民政府批第128号》1926年2月27日，《中央教育公报》第1期，《呈文》第2页。
- (47) 《中华民国国民政府批第447号》1926年2月27日，《中华民国国民政府公报》第37号，1926年6月，第48页至第49页。
- (48) 《呈国民政府呈报委员就职日期请察核由》1926年3月11日，《中央教育公报》第1期，《呈文》第3页。
- (49) 註(39)と同じ。

- (50) 《本会办事细则》，《中央教育公报》第1期，《纪载》第4頁至第10頁。
- (51) 丁致聘：《中国近七十年來教育大事記》，国立編譯館出版，1935年5月，台湾商務印書館影印本，1970年8月，《参考書目》第1頁。
- なお，第10回から第73回までの幹部會議が，開催された期日は不明である。しかし，丁致聘の同じ文献に，『中央教育公報』について，第1期から第8・9期まで原稿が，完成されたが，印行されたのは，第1期だけであったと記されている。一方，第5回幹部会において議決された「教育行政委員会公報簡章」に，毎月月末に刊行する（第9条）と規定された。（《教育行政委員会公報簡章》，《中央教育公報》第1期。）これらのことから，第2期は，1926年6月末に刊行され，第8・9期は，1927年1月に刊行される予定であったと考えられる。したがって，第73回幹部会も，同年1月に開催されたと推定される。
- (52) 《国民政府下之教育行政会议》，《教育杂志》第18卷第8号，1926年8月，《教育界消息》第4頁至第5頁。
- (53) 《中华民国国民政府令》1926年5月13日，《中华民国国民政府公报》第33号，1926年5月，第8頁。
- (54) 《中华民国国民政府令》1926年5月24日，《中华民国国民政府公报》第34号，1926年5月，第18頁。
- (55) 《中华民国国民政府令》1926年1月23日，《中华民国国民政府公报》第22号，第17頁。
- (56) 《国民政府对于大学教授资格条例之规定》，《教育杂志》第18卷第9号，1926年9月，《教育界消息》第4頁至第5頁。
- (57) 《国民政府令》1927年7月11日，《中华民国国民政府公报》宁字第9号，1927年7月，第29頁至第30頁。
- (58) 《中华民国国民政府令》1926年6月5日，《中华民国国民政府公报》第35号，1926年6月，第12頁。
- (59) 註(39)と同じ。
- (60) 《中华民国国民政府令》1926年8月17日，《中华民国国民政府公报》第42号，1926年8月，第16頁。
- (61) 《第二届中央执监委员名单》，《中国国民党历次代表大会及中央全会资料》上册，第172頁至第173頁。
- (62) 《中华民国国民政府令》1926年8月17日，《中华民国国民政府公报》第42号，第17頁至第18頁。
- (63) 《中华民国国民政府令》1926年8月17日，《中华民国国民政府公报》第42号，第16頁至第17頁。
- (64) 《中华民国国民政府令》1926年9月4日，《中华民国国民政府公报》第44号，

広州国民政府教育行政委員会の研究

1926年9月, 第41页。

- (65) 《教育行政委员会令》, 《教科书审查规程》, 1926年10月1日, 《中华民国国民政府公报》第47号, 1926年10月, 第75页至第77页。
- (66) 《学校教职员养老金及恤金条例》, 《中华民国国民政府令》1926年11月1日, 《中华民国国民政府公报》第50号, 第7页至第11页。
- (67) 《学校系统改革案》, 《教令》第32号, 1922年11月1日, 《教育公报》第9年第10期, 1922年11月, 《法规》第1页至第4页。
- (68) 《第七届全国教育会联合会纪略》, 《教育杂志》第14卷1号, 1922年1月。